

令和6年度 水質検査計画

■水質検査とは■

水質検査は、水質基準に適合し安全であることを保障するために不可欠であり、水道水の水質管理において中核を成すものです。

水質検査計画とは、水質検査の適正化を確保するため、水質検査項目を定めるものです。

■水質検査計画の内容■

1. 基本方針
2. 水道事業の概要
3. 水道の原水及び水道水の状況
4. 検査地点
5. 水質検査項目及び検査頻度
6. 水質検査方法
7. 臨時の水質検査
8. 放射性物質の検査
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の評価
11. 水質検査の精度と信頼性保証
12. 関係者との連携

越生町水道事業では、水道原水及び水道水の状況を踏まえ、水質検査計画を策定し、これまで行ってきました検査結果の公表とあわせ、水道水が安全で良質であることを、さらにご理解いただけるように公表をしております。

越生町 水道課

1 基本方針

検査地点

検査地点は、水質基準が適用される給水栓に加え、浄水場の入口(原水)とします。

検査項目

検査項目は、水道法で検査を義務付けられている水質基準項目、検査計画に位置付けられることが望ましいとされている水質管理目標設定項目、及び、お客さまに供給されている水道水が、より安全で良質であることを確認するために、越生町が独自に行う水質検査項目とします。

検査頻度

- ① 給水栓では、水道法に基づき、色、濁り、臭気、残留塩素等の検査(水道法施行規則第15条第1項第1号)を1日1回行います。また、水道法に基づき、一般細菌、大腸菌、塩化物イオン、有機物、pH値、味、臭気、色度及び濁度の検査(水道法施行規則第15条第1項第3号)を、月に1回行います。

給水栓の水が常に安定して良好であり、水質基準を十分に満足していることから、3年に1回まで検査頻度を緩和することが可能な検査項目は、年1回の検査頻度とし、過去10年間で基準値の1/2以上の場合には年4回の検査とします。

- ② 浄水場では、浄水処理における水質の変化を監視するため、色度、pH値、濁度、臭気及び残留塩素の検査について、1日1回の検査を基本とします。

さらに、水質基準や水質管理目標設定項目以外で、一般に関心の高い項目である病原性微生物(クリプトスポリジウム・指標菌)についても検査を行います。

2 水道事業の概要

大満浄水場系

越辺川の伏流水を1日平均2,003 m^3 (令和4年度)の原水を取水したものと、黒山湧水を1日平均871 m^3 (令和4年度)導水し、それぞれ前塩素及び凝集剤を添加し、沈殿池にて懸濁物質を沈殿除去後、急速ろ過及び膜ろ過により浄水処理を行い、後塩素を添加後、配水池へ送水し配水しています。

埼玉県水道用水供給事業受水場系

埼玉県水道用水供給事業(県水)受水場では、1日平均2,118 m^3 (令和4年度)の水道用水を受水し、受水後に追加塩素を行い、配水場へ送水し配水を行っています。

給水の状況

区 分	内 容
給水区域	越生町内の一部
給水人口（令和4年度末）	11,020人
普及率（令和4年度）	99.9%
給水戸数（令和4年度末）	5,379戸
計画1日最大給水量	8,210 m ³
1日最大配水量（令和4年度）	5,491 m ³
1日平均配水量（令和4年度）	4,913 m ³

浄水施設概要

	大満浄水場	県水受水場
所在地	越生町大字大満629番地	越生町大字鹿下605番地1
敷地面積	2,785 m ²	723 m ²
原水の種類	(第1水源) 伏流水(越辺川) (第2水源) 湧水	埼玉県営水道用水
浄水処理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・薬品沈殿（傾斜板付） ・急速ろ過 ・膜ろ過 ・塩素消毒（前・後） 	<ul style="list-style-type: none"> ・水道用水（受水） ・塩素消毒（追加）
主な浄水使用薬品 凝集剤 消毒剤	<ul style="list-style-type: none"> ・ポリシリカ鉄 ・次亜塩素酸ナトリウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・次亜塩素酸ナトリウム

3 水道の原水及び水道水の状況

水道の原水の状況として、原水の汚染要因及び水質管理上、注意しなければならない項目を示しました。

原水の状況

	第1水源 (越辺川)	第2水源 (湧水)	県営水道受水
原水の汚染 要因	<ul style="list-style-type: none"> ・降雨等による濁水発生 ・採石場 ・藻類の発生 ・下水処理場 (農業集落排水施設) ・農薬散布 ・クリプトスポリジウム 	<ul style="list-style-type: none"> ・地下水由来のマンガン 	<ul style="list-style-type: none"> ・繁殖する藻類によるカビ臭 ・降雨等による濁水発生
水質管理上、 注意すべき 項目	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒効果 ・濁度、色度 ・pH値 ・カビ臭 ・大腸菌、一般細菌 ・臭気 ・有機物 (TOC) ・病原性微生物 ・農薬 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒効果 ・濁度、色度 ・pH値 ・マンガン 	<ul style="list-style-type: none"> ・消毒効果

浄水場使用薬品及び 資機材からの由来で 注意すべき項目	<p>臭素酸 (次亜塩素酸ナトリウムに不純物として含有する可能性がある)</p> <p>塩素酸 (次亜塩素酸ナトリウムが劣化して発生する可能性がある)</p>
-----------------------------------	---

浄水場では、原水の汚染原因を踏まえて、適正な浄水処理を徹底して行っています。

これまでの検査結果によると、水質基準を充分満足していることから、安全で良質な水と言えます。

4 検査地点

- ・浄水場の原水及び配水
安全で良質の水道水を供給するために、水源の水質が影響を与えていないかを各取水地点（浄水場着水井）で検査します。
- ・給水栓
配水系等ごとに4箇所にて検査を行います。

5 水質検査項目及び検査頻度

・給水栓における水質検査項目及び検査頻度

① 水質検査項目

法令に基づき、給水栓において水質検査表（1）の水質基準項目（51項目）を検査します。

なお、法令に基づく水質検査表（2）の1日1回行う検査については、給水栓及び浄水場内の給水栓において行います。

② 検査の頻度

1. 法令に基づく水質検査表（1）の項目で、No.1. 2. 38. 46～51については、毎月1回検査を行います。
2. 法令に基づく水質検査表（1）のうち、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回まで検査頻度を緩和できる項目については、水質が安定し良好であることを確認するため、年1回の検査頻度とし、過去10年間で基準値の1/2以上の場合には、年4回の検査とします。
3. 法令に基づく水質検査表（2）の色、濁り、臭気、消毒の残留効果（残留塩素）については、1日1回の検査を行います。

・本町が独自に行う水質検査項目と検査頻度

① 水質検査項目

1. 独自に行う水質検査表（3）のうち、浄水場入口における水質基準項目（39項目）は、浄水処理工程において適正に水質を管理するため行います。
2. 独自に行う水質検査表（4）の水質管理目標設定項目（7項目）は、水質管理上留意すべきものとして行います。
3. 独自に行う水質検査表（5）の、越生町が独自に行う水質項目（3項目）は、本町の水源の水質に起因するもので、安全性等の確認のため行います。

② 検査頻度

1. 独自に行う水質検査表（3）の検査頻度は、浄水場入口から給水栓までの水質変化を確認するため、給水栓で行っている項目について、浄水場入口で年1回の水質検査を行います。
2. 独自に行う水質検査表（4）の検査頻度は、年2回とします。但し、農薬については、年1回とします。
3. 独自に行う水質検査表（5）の検査頻度は、指標菌は年4回、クリプトスポリジウム及びジアルジアは第1水源3回・第2水源1回とします。

6 水質検査方法

給水栓等における法令に基づく水質検査、及び独自に行う水質検査のうち、農薬を除く水質検査は、坂戸・鶴ヶ島水道企業団に委託し、農薬については、水道法第20条の登録検査機関に委託して行います。

7 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次の場合には、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき。
- ② 水源に異常があったとき。
- ③ 水源付近・給水区域及びその周辺において、消化器系感染症が流行しているとき。
- ④ 浄水処理工程に異常があったとき。
- ⑤ 浄・送・配水管等の大規模な改修、その他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき。
- ⑥ その他必要があると認められたとき。

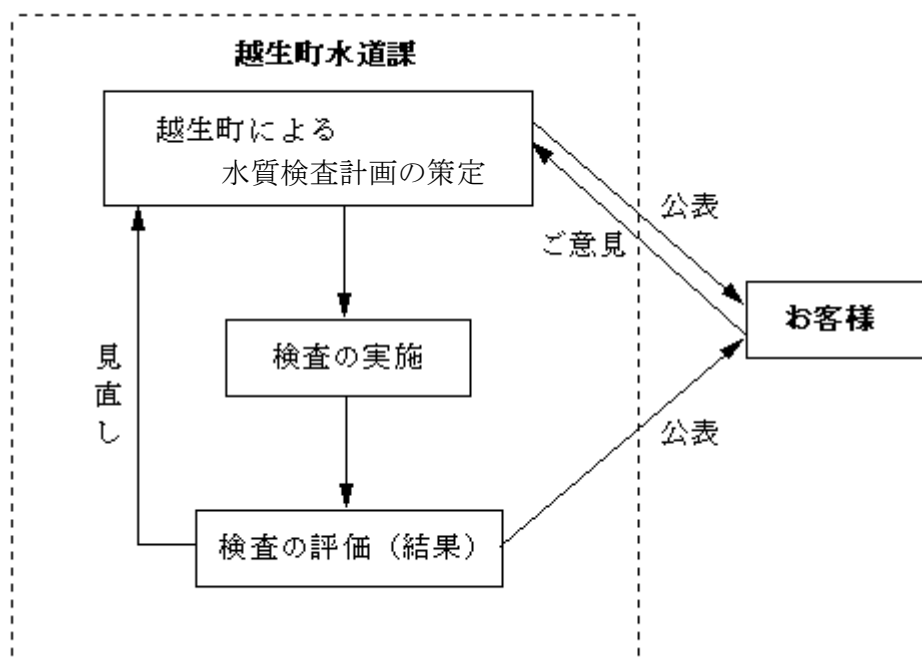
8 放射性物質の検査

東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故に関連した放射性物質の検査は、厚生労働省が示すゲルマニウム半導体検出器を用いた検査を年4回行います。

9 水質検査計画及び検査結果の公表

水質検査計画は毎年作成します。水質検査計画及び検査結果は、越生町役場ホームページ及び水道課事務室において公表します。

また、毎年見直しを行い、状況に応じてその都度改正します。



10 水質検査の評価

水質基準は、水道水が満たすべき水質上の要件であり、水道水すべてに満たされる必要があります。

従って、検査結果の評価は検査ごとに行い、基準を超えている場合には直ちに原因究明を行い、基準を満たす水質を確保します。

11 水質検査の精度と信頼性保証

結果を評価するにあたり、検査の精度と信頼性を保証するため、技術の向上に努めます。

1 2 関係者との連携

水源等で水質汚染事故が発生した場合、越生町まちづくり整備課、埼玉県東松山環境管理事務所、埼玉県坂戸保健所、埼玉県飯能県土整備事務所、西入間警察署、西入間広域消防組合及び関係水道事業体等々と、情報交換を図りながら現地調査を行い、必要に応じて水質検査を行います。

- ※ この水質検査計画について、お客様のご意見をお寄せください。
お客様からのご意見は、今後の水質検査計画策定にあたり、参考とさせていただきます。

お問い合わせ先

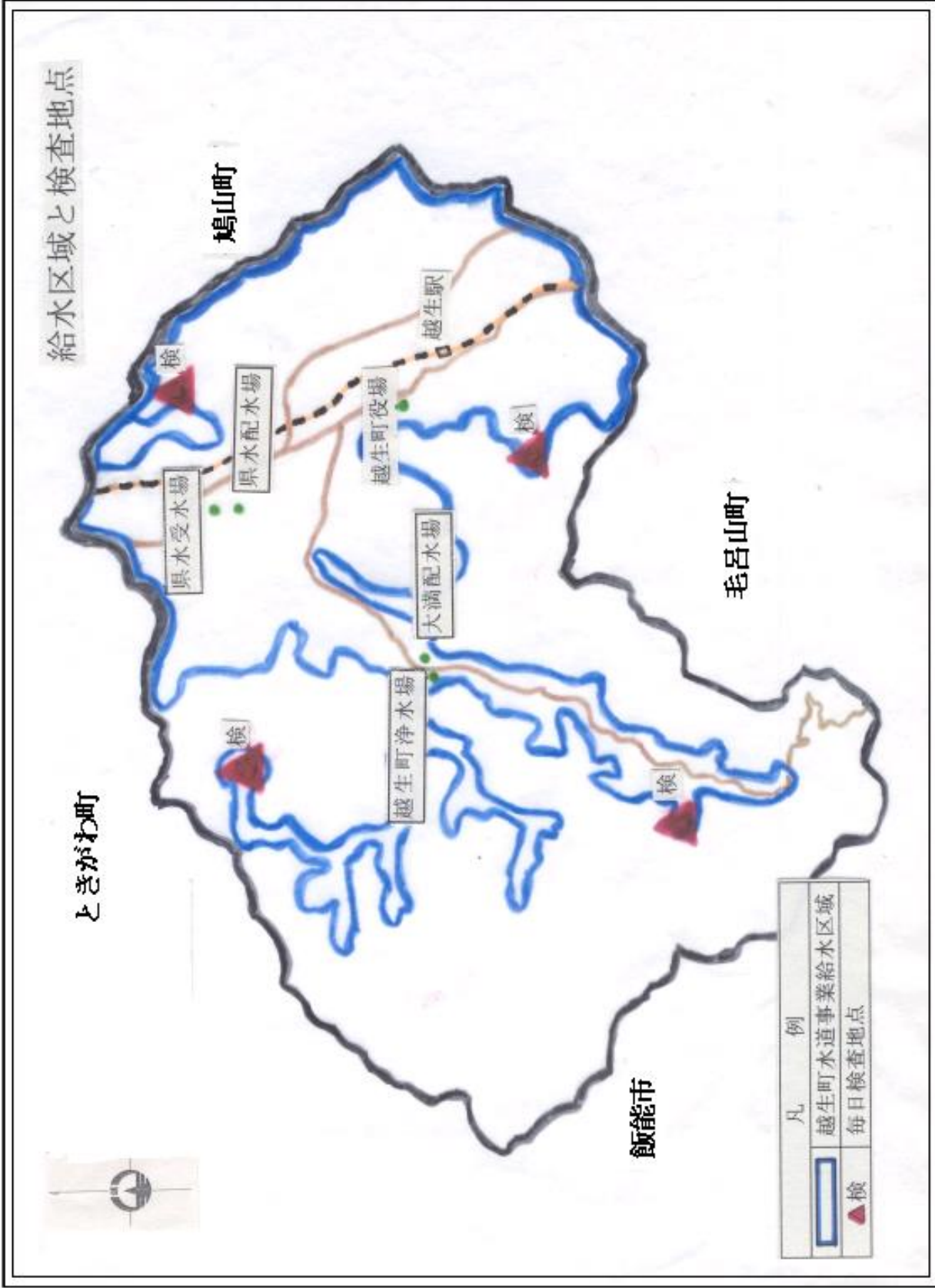
〒350-0423

越生町大字大満629番地 越生町水道課

電話049-292-3002

E-mail suidoutown.ogose@cc.wakwak.com

給水区域と検査地点



ときがわ町

鳩山町

毛呂山町

飯能市



凡 例	
	越生町水道事業給水区域
	毎日検査地点